

平成25年6月松伏町議会臨時会提出議案概要

議案第44号

町長等及び職員の給与の臨時特例に関する条例

1 趣旨

総務大臣からの要請に基づき、町長等及び職員の給与を減額する特例を定めるもの

2 内容

(1) 特例期間

平成25年7月1日から平成26年3月31日まで

(2) 町長及び副町長の給与の額の特例

給料月額 ▲ 10.00%

職名	減額前	減額後
町長	月額 734,000円	月額 660,600円
副町長	月額 621,000円	月額 558,900円

(3) 教育長の給与の額の特例

給料月額 ▲ 10.00%

職名	減額前	減額後
教育長	月額 581,000円	月額 522,900円

(4) 一般職の職員の給与の額の特例

ア 給料月額

(ア) 主任主事級以下の職員 ▲ 2.00%

(イ) 主任級の職員 ▲ 6.77%

(ウ) 主査級から主幹級までの職員 ▲ 7.00%

(エ) 課長級の職員 ▲ 9.00%

イ 地域手当

それぞれの職務の級における給料月額の支給減額率と同じ。

3 施行期日

平成25年7月1日